

津山市立南小学校 いじめ問題対策基本方針

令和8(2026)年

めざす子ども像

たくましく伸びる子の育成 ・かんがえる子 ・やさしい子 ・明るく元気な子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を深め、教職員の資質能力を向上させる。
- ・いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る。
- ・未然防止に向けた児童の「生きる力(児童の自治力)の育成」として、縦割り班活動等を通して、人とよりよく関わる力を身につけさせる。
- ・早期発見のために年に2回アンケートを実施し、教育相談週間を有効に活用する。また、得られた情報は教職員間で共有する。

<重点となる取組>

- ・人権集会での取組(学校行事)や学級活動を通して、いじめを許さず、互いを大切にする意識の高揚を図る。
- ・いじめや人間関係アンケートを行い、児童理解を深めていじめの早期発見に努める。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・懇談会や学級PTA活動、家庭訪問等の機会を利用していじめ解消について啓発を行い、本校の指導方針やいじめの実態等を伝える。
- ・保護者との連絡を密にして、いじめ解消に向けての指導へ理解・協力を得る。
- ・保護者からの相談を受けたり情報の提供を受けたりしやすい雰囲気作りに努める。
- ・学校評議員、児童民生委員、見守り隊なども連携し、児童の学校外での生活に関する情報提供や評価、指導助言を受ける。
- ・保、幼、中との連携を図り、情報を共有して未然防止につなげる。

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の計画・実施・検証・修正。
- 相談窓口となり、発生したいじめの事案への対応をする。

<対策委員会の開催時期>

- ・必要に応じて随時開催する。

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・全教職員に速やかに周知する。

<構成メンバー>

- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、登校支援員
- ・校外
PTA会長・学校運営評議会委員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・津山市いじめ問題対策連絡協議会 ・児童相談所 ・生活安全課
- ・子育て相談室
- ・青少年サポートセンター
- ・ネットパトロール事業

<連携の内容>

- ・非行防止 ・教育相談
- ・ケース会議 ・SOS相談窓口
- ・ネット書き込みの監視

<学校側の窓口>

- ・教頭、生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの未然防止

- (児童が主体となった活動)
- ・学級内での自治活動と望ましい人間関係づくり、支え合う風土、一人一役の活躍の場の設定
- ・各種行事(遠足・運動会・スタンプラリー・なかよし遊び・なかよし掃除など)を通じた異学年交流
- ・集会、委員会活動を通して児童が企画運営を進める活動
- ・ボランティア活動や自然体験活動
- (教職員が主体となった活動)
- ・自己有用感を育む授業づくり(話し合い活動・自分の考えをまとめ表現する活動の重視)と落ち着いて学習するための規律の定着
- ・児童の人権意識、規範意識、仲間意識、ソーシャルスキル、ネットモラルスキルを向上させるための道徳・特別活動・総合の授業
- ・会議での情報共有と、校内研修でのいじめに対する認識、指導力の向上(ネットいじめ、カウンセリングやストレスマネジメント、発達障害、性同一性障害など)
- (家庭への啓発)
- ・PTA活動の「親育ち応援学習プログラム」等を通して、いじめや相手を尊重する気持ちの育成について等の研修を行う。

② いじめの早期発見

- (実態把握)
- ・学級の間関係や個人の抱える問題を把握するための年3回(各学期1回ずつ)のアンケートと年1回以上の個人面談実施
- (相談体制の確立)
- ・年2回の教育相談日を設定する。また、すべての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく関わりながら、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
- ・会議や会話の中で頻繁に児童についての情報共有を行う。
- (家庭との連携)
- ・学期1回の教育相談日を設定し実施する。保護者と細やかに連絡をとり、気になることは素早く学校に相談できるようにする。

③ いじめへの対処

- ・事案と疑われる行為は、どんな小さなことでも、当該教職員がいじめ対策委員に報告し、委員で迅速に情報を共有する。
- ・事案発生と認められた場合は、早急にいじめ問題対策委員会を開き、具体的な指導・対応方策について話し合う。
- ・被害児童、知らせた児童、加害児童同士を安易に話し合わせることをないようにし、個別対応を原則とする。
- ・複数教職員、関係機関職員が対応・指導に当たる。
- ・特に被害児童・知らせた児童やそれぞれの家族の安心・安全に配慮する。
- ・学校全職員で情報を共有するとともに、指導にあたる。
- ・該当保護者に細やかに連絡する。
- ・重大事態が発生したときは、速やかに教育委員会に報告し、対処を開始する。